

平成28年12月2日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 伊 藤 芳 則	3番 弓 掛 元
4番 藤 井 憲一郎	5番 新 家 良 和	6番 黒 木 靖 治
7番 横 光 春 市	8番 桑 田 典 章	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 保 実 治	12番 吉 岡 広小路
13番 福 岡 誠 志	14番 小 田 伸 次	15番 岡 田 美津子
16番 鈴 木 深由希	17番 澤 井 信 秀	18番 齊 木 亨
19番 池 田 徹	20番 大 森 俊 和	21番 竹 原 孝 剛
22番 杉 原 利 明	23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	藤 井 啓 介
<small>総務部長 併選挙管理委員会 事務局長</small>	福 永 清 三	財 務 部 長	部 谷 義 登
地 域 振 興 部 長	白 石 欣 也	市 民 部 長	森 本 純
福 祉 保 健 部 長	日 野 宗 昭	<small>子育て・女性支援部長</small>	瀧 奥 恵
市 民 病 院 部 長	山 本 直 樹	<small>産業環境部長 併農業委員会事務局長</small>	花 本 英 蔵
事 務 部 長		水 道 局 長	坂 本 高 宏
建 設 部 長	上 岡 讓 二	教 育 次 長	中 宗 久 之
教 育 長	松 村 智 由	布 野 支 所 長	沖 田 昌 子
君 田 支 所 長	落 田 正 弘	吉 舎 支 所 長	木 屋 繁 広
作 木 支 所 長	加 藤 良 二	三 和 支 所 長	勝 山 修
三 良 坂 支 所 長	岡 本 一 彦	監 査 事 務 局 長	落 合 裕 子
甲 奴 支 所 長	内 藤 かすみ		

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	丸 亀 徹
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2	議案第98号 議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号	三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例（案） 三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案） 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市税条例等の一部を改正する条例（案） 三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案） 三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例（案） 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） 三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案） 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案） 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 3	議案第110号 議案第111号 議案第112号 議案第121号	指定管理者の指定について 指定管理者の指定の変更について 市道路線の認定及び廃止について 負担附寄附の受領について
第 4	議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第116号 議案第117号 議案第118号 議案第119号	平成28年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案） 平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） 平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案） 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案） 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案） 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

	議案第120号 議案第122号	(案) 平成28年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案) 平成28年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)
第 5	発議第9号	学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書(案)
第 6	発議第10号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)

平成28年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成28年12月2日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	9
第 2	議 98	三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例（案）	9
	議 99	三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）	9
	議 100	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	9
	議 101	三次市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	9
	議 102	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	9
	議 103	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）	9
	議 104	三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）	9
	議 105	三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例（案）	9
	議 106	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）	9
	議 107	三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）	9
	議 108	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）	9
議 109	三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）	9	
第 3	議 110	指定管理者の指定について	23
	議 111	指定管理者の指定の変更について	23
	議 112	市道路線の認定及び廃止について	23
	議 121	負担附寄附の受領について	23
第 4	議 113	平成28年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）	25
	議 114	平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	25
	議 115	平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）	26
	議 116	平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）	26
	議 117	平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）	26
	議 118	平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）	26

	議 119	平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) (案) …………… 26
	議 120	平成28年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案) …… 26
	議 122	平成28年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案) …… 26
第 5	発 9	学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書(案) …… 30
第 6	発 10	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置 を求める意見書(案) …………… 32


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から、平成28年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより平成28年12月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び弓掛議員を指名いたします。

ここで、増田市長から発言したい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年12月市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、私のほうから行政報告をさせていただきます。

初めに、JR三江線につきましては、バスを中心とします代替交通を検討するために、中国運輸局長を座長に、両県知事、沿線市町の首長、交通事業者で構成し、代替バスの運行主体の調整と選定、運行計画案の最終決定を行う地元協議会と、両県の部局長並びに沿線市町の担当課長、中国運輸局、交通事業者、沿線住民代表等で構成し、主として地域公共交通網形成計画の作成を担う法定協議会という2つの組織を設置することになっております。地元協議会は今月20日に第1回の会議を開催することになっておりますが、法定協議会は既に11月10日に発足し、具体的な作業に入っております。両協議会での検討状況などにつきましては、市議会はもとより、市民の皆さんに適宜御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本日御提案をさせていただきます議案に関連しまして、三次地区拠点施設につきまして、昨日の議会全員協議会に引き続き、御報告をさせていただきます。

三次地区拠点施設は、平成23年度から三次地区のにぎわいの再生という大きな目的を掲げ、観光客を呼び込み、まち全体を回遊してもらおうという「三次まちごとまるごと博物館」という考えのもとに協議・検討を重ねてまいりました。この間、30回を超える地域の皆さんとの話し合いを行いながら、平成26年11月に三次地区拠点整備基本計画を策定いたしました。その後、2年近くこれらの役割を具現化する拠点の姿図を御提案できなかったわけではありますが、展示棟をどう魅力ある施設とするかについて苦慮していたのが実際のところでございます。

ところが、このたび、縁あって、神奈川県川崎市民ミュージアム学芸員、学芸課長を務めながら、30年間にわたって日本の妖怪に関する資料の収集と研究を続けてこられた湯本豪一氏から、御自身が収集されました稲生物怪を含む妖怪に関する資料の寄贈の申し込みをいただき

ました。このコレクションは、約3,000点にも及ぶ幅広いものであり、日本一の妖怪コレクションとも言われ、稲生物怪録はもとより、根付、着物、焼き物など、多様な広がりを持ち、他では見ることのできない資料が数多くございます。こうした展示棟を三次市が全国に誇る稲生物怪を始めとした妖怪に特化した博物館にするという判断に至ったものであり、日本一の妖怪コレクションによる日本で初めての妖怪博物館の建設は、本市にとりまして大きな意義を持つものと考えております。また、交流棟につきましては、地域交流センターを配置し、地域住民の皆さんの利用を促進するとともに、地域交流スペースや地域情報発信機能を整備することで来訪者と地域住民の皆さんとの交流を促進したいと思っております。このように、展示棟と交流棟の相乗効果によりまして、拠点施設の効果を三次地区、さらには三次全体への波及をさせていきたいと考えておるところでございます。

次に、今年度上半期の社会動態人口につきまして、今年4月から9月までの動きを見ますと、転入者数が転出者数を上回り、97名の増加となっております。前年度から改善傾向にありましたが、特に20代、30代のいわゆる子育て世代が増えており、これまで力を入れてまいりました子育て施策、企業誘致の推進などによります住みやすい環境が評価されたものと考えております。最も転入、転出の動きのいい来年2月、3月の状況を考慮しますと、結果的には減少に転じるかもしれませんが、昨年の出生児数が400人台に回復したこととあわせ、厳しい環境の中にも将来に向けた明るさが見えつつあるものと思っております。この明るさを確かなものにするためにも、今後とも定住対策を最重要課題と位置づけ、子育て、教育、医療、福祉、生活基盤整備など、あらゆる分野の施策を戦略的に展開してまいりたいと思っております。

次に、11月1日から11月6日までの行程で、友好都市提携を結んでおりますインド共和国ハイデラバード市を訪問いたしました。今回の訪問は、平成18年4月の友好都市提携から10周年になることを記念いたしまして、ハイデラバード市からの招待に応じて、亀井議長を始め、インド交流協会の平田会長とともに公式訪問したものでございます。現地滞在は2日間でありましたが、ハイデラバード市市長ほか市幹部、議会議員の皆さんと面会したほか、本市へもたびたび訪問されておりますナサール校を訪問し、友好を深めました。また、ハイデラバード市はバドミントンが盛んな地域であります。ナショナルトレーニングセンターを訪問し、リオデジャネイロオリンピックのバドミントン競技銀メダリストのシンドゥ・プサルラ選手を始め、インド代表選手の練習状況を視察してまいりました。今回の訪問を通じ、他国の地を学ぶことで、海外から三次市を見つめ直す契機となりました。今後も、交流を深め、お互いに刺激し合い、学び合っていきたいと思っております。

最後に、プロ野球公式戦についてであります。11月9日に発表されましたように、来年6月13日に三次きんさいスタジアムで広島東洋カープ対オリックス・バファローズ戦が開催されることになりました。本市でのプロ野球1軍戦の開催は4年連続となり、広島東洋カープに対して感謝をいたしております。広島東洋カープは、今年、25年ぶりのリーグ優勝に輝きましたが、32年ぶりの日本一にはあと一歩及びませんでした。来年こそ日本一を達成されるよう、市民の皆さんとともに応援したいと思います。



以上、定例会開会に当たりまして、行政報告とさせていただきます。

今定例会におきましては、議案25件を提案させていただいております。議員の皆さんにおかれましては、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げ、私のほうからの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（亀井源吉君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの13日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって会期は13日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第 98号 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例（案）

議案第 99号 三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）

議案第100号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第101号 三次市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第102号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第103号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）

議案第104号 三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）

議案第105号 三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例（案）

議案第106号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第107号 三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第108号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第109号 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第2、議案第98号から議案第109号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第98号から議案第109号までの議案12

件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第98号三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、年間を通じ、安心・安全な環境で親子等が生き生きと遊べる空間を提供し、もって子供の健全な育成に資するため、三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例を新たに制定しようとするものであります。

その主な内容は、こどもの室内遊び場の名称及び位置のほか、業務、開館時間及び休館日、利用者の範囲、利用の許可、使用料等について定めようとするものであります。

次に、議案第99号三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、関係条例である三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例ほか1条例を廃止し、新たに三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、農業委員会の委員及び新たに設ける農地利用最適化推進委員の定数を定め、附則において、農業委員会会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、農地利用最適化推進委員の費用弁償額を定めようとするものであります。

次に、議案第100号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市みよし運動公園スケートパークの設置に伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、新たに利用料金等を定めようとするものであります。

次に、議案第101号三次市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市健康増進施設の建設に伴い、甲奴老人福祉センターを取り壊すため、三次市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表及び別表中、甲奴老人福祉センターの名称、位置、利用料金を削ろうとするものなどであります。

次に、議案第102号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市いなり集会所の建設に伴い、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表に三次市いなり集会所の名称及び位置を定めようとするものであります。

次に、議案第103号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、関係条例である三次市税条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国税の見直しに準じた個人住民税、法人住民税の延滞金の計算期間等の所要の措置及び特例適用リストの額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することについて定めるほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第104号三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、奨学金制度の見直しに伴い、関係条例である三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、奨学生の学費や生活費の負担軽減を図るため、現在、他の給付型及び貸付型奨学金との併給が不可となっているものを給付型奨学金との併給を可能とするほか、文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第105号三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例の整理等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、平成29年4月1日に簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するため、関係条例である三次市特別会計条例ほか4条例の一部を改正し、三次市簡易水道事業基金条例ほか1条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、水道事業の給水区域、給水人口、1日最大給水量、水道料金及び施設分担金の改正のほか、簡易水道事業及び飲料水供給事業の文言の削除などの整理を行おうとするものであります。

次に、議案第106号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、人事院において給料水準、勤勉手当、扶養手当を改定する勧告が行われたこと及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に準じた給料水準、勤勉手当の支給率及び扶養手当の改定等に伴う三次市職員の給与に関する条例の一部改正、雇用保険法の一部改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴う三次市職員の退職手当に関する条例の一部改正、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間の新設、介護休暇の分割取得を可能とするため、三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、議案第107号三次市行政機構の改革等のための関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市民の視点に立ったサービスの充実、重点施策の推進体制の強化及びスリムでネットワークのよい効率的、機能的な組織を構築するため、関係条例である三次市行政組織条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、総合計画に基づくまちづくりに向けた新たな重点施策強化のため、政策部に特命担当及び企画調整担当を設置、事務事業の執行体制を見直し、業務を効果的、効率的に

進めるため、観光スポーツ交流課等の再編などを行おうとするものであります。

次に、議案第108号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、工場等の設置奨励施策の充実を図り、工場等の立地を一層促進することを目的として、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、土地造成奨励金を新設しようとするものであります。

最後に、議案第109号三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴い、関係条例である三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げであります。

以上、議案12件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（3番 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 弓掛議員。

○3番（弓掛 元君） ちょっと質問させてもらいます。

議案第99号三次市農業委員会の委員等の定数に関する条例ということで、今回、農地利用最適化推進委員の方を19名選任するという事なんですけれども、前回は説明があったと思うんですが、もう一度、その増やすという目的、意図ですね。それと、財源、報酬がありますから、計算したら年間1,000万円ぐらいになると思うんですけれども、それが合っているかどうか、その財源はどこにあるのかということをおっしゃって教えてください。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 花本産業環境部長。

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（花本英蔵君） 農地利用最適化推進委員についての御質問でございますが、このたび農業委員会等に関する法律の改正が行われまして、大きく変わった点が3つございます。まず、それから御説明をいたします。

1つ目は、農業委員会業務を重点化するという中身でございます。主なものを申し上げますと、農地等の利用の最適化、いわゆる担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらの推進という部分がこれまでは農業委員会の任意業務でございました。これが必須業務となりまして、言いかえますと、義務的な業務ということになりまして、農業委員会業務が重点化されるということでございます。そして、2番目は、農業委員会の選出方法の変更と。これは御質問には直接かかりませんので、内容については省略させていただきます。そして、3番目の部分が農地利用最適化推進委員の新設という、今御説

明いたしました大きく3つが今回の改正で変更になったところでございます。

先ほど申しました農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進と、そういった部分に力を入れるということで、従来の農業委員の部分とさらに農地利用最適化推進委員というものを設けて、さらに強化していこうという目的を持っております。

農地利用最適化推進委員の役割を少し詳しく言いますと、先ほど申し上げた担い手への農地利用の集積化等、これらを一層積極的に進めると。具体的には、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いの推進、農地の出し手、受け手へのアプローチによる農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消の推進、農地中間管理機構との密接な連携などの業務がございます。

財源的には、これらを積極的にやっていくということで、国のほうからも能率給等、活動割合とか、そういったところで報酬が入るようになっております。本市の一般財源の部分は、この条例案で申し上げますと、190万円ぐらい市単の持ち出しは出ますけども、それ以外は国からの部分で持ち出して、国からの交付金で賄えるという状況でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 同じく99号、農業委員会の関係なんですけども、この農業委員会のあり方ですよ。今まで農業委員会として会議が行われていたものが、農業委員会委員とその最適化推進委員ということで、今までは34名が、43名になるわけですかね。別々に、農業委員会は農業委員会であって、その最適化推進委員会というのがまた別にあるのかどうかというところをお聞かせ願いたいのと、今言われた19人の農業委員会の選定、選任といいますか、それは地区からの選任、地区というのはどこからの推薦とかいう、委員の選出方法ですね。それと、第3条にあります最適化推進委員の定数29。これは、それぞれ、例えば自治区19あるとしたときに、そこに何名ずつという定数配置でやられるのか。そこら辺の状況を細かく教えていただきたいと思います。

それから、今、部長が答えられた荒廃地の解消とか、そういうことの中において、最適化推進委員の業務量には差が出てくると思うんですよ。案件が多い地域、そうでない地域。しかしながら、報酬とすれば一律だということには何ら問題というのは発生しないのかどうかというところをお聞かせください。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) 農業委員と農地利用最適化推進委員という2つのたてりになるわけなんですけども、農業委員は、今までは、選挙、そして、団体でありますとか議会の推薦で選ばれると、こういう2つの併用型でございました。今回は、改正しようとするのは、法が変わりましたのは、もうそれは併用はなくして、一応、公募ということで、地域の推薦も個人の推薦もございますけど、公募して、それを議会にお諮りをして、同意をい

ただいて、市長が任命するという形になります。これは農業委員の場合です。そして、農地利用最適化推進委員というのは、今度は選出方法が変わりまして、農業委員会のほうで選出して委嘱をするという形に法で定められております。

ですから、業務自体は、農業委員のほうは農地の権利の移転でありますとか、4条、5条を中心とした許可業務、現場にももちろんパトロールとか調査に行きますけども、そういった形になりまして、農地利用最適化推進委員というのは、先ほど申し上げました内容で、主に現場と。しかしながら、農業委員と農地利用最適化推進委員は連携をして、しっかりとそういった業務をこなしていくということで、必要に応じて農業委員会の総会にも出席をするという形になります。

そして、19人の農業委員の選出ということでございますけども、これは、法の中で3段階、農業委員の上限というのがございまして、農業者数と農地面積によって3段階ございます。三次市の農業者数と農地面積の関係で申し上げますと、上限が19人ということでございます。農地の移動でございますとか転用など、許可事務等に的確な判断を加えるためには、地域に精通した農業委員を配置する必要があるでございますので、ちょうど三次市の場合、19自治組織ございまして、その組織との連携も考慮して、農業委員の定数を法定上限の19人とした案としたものでございます。そして、推薦についても、個人の推薦とか地域の団体での推薦という形をとるようになってお思います。

それから、農地利用最適化推進委員の定数を29人としようとする根拠でございますけども、人数が少な過ぎれば事務も進みませんし、多過ぎても責任が曖昧になり、そういった弊害も生じるものと思われま。そういうことで、農業委員と農地利用最適化推進委員が円滑かつ適正に各業務を進めるために、互いに密接に連携し、補完する中で、機動的に活躍する必要があります。こういったことを前提に、農地面積でございますとか、これまでの許可事項の取り扱い件数などを参考にして、各地区ごとに人数を積み上げた結果、農地利用最適化推進委員の適正な人数を29人として提案させていただいたものでございます。一応、農業委員につきましては、地区の枠というのは設けないということになっておりますので、19人で精通した人をそろえるわけですが、全体の枠というのは設けない形で進めていきたいというふうに思っております。

そして、最後に、業務量の差でございますけども、今までは一律農業委員の報酬というのは決まっておりました。今回は、国のほうからも、こういったものを、先ほど申し上げた耕作放棄地の解消でありますとか、それらをしっかり進めていこうというところで、国のほうから交付金が出るようになっておりますので、そこが活動割合、成果割合ということで上乗せをして、それぞれ推進委員さんなり農業委員さんの仕事量の差がある部分が出てきますけども、そこから、活動割合が3割、成果割合が7割ということで、基本の部分に上乗せをしていくというところで評価をするという形になります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 農業委員会のあり方をまずもう一度聞くんですけども、ですから、農業委員会という会議は19で行われるのか、それとも48で行われるのか、そこら辺をもう少し、必要に応じて29人の農地利用最適化推進委員さんが入られる場合があるのかどうかという、必須条件とそこら辺の状況、あり方についてももう一度お答え願いたいと思います。

農業委員会の定数19と。19の自治組織がありますけども、そこから1名ずつ出されるというのが基本なのかどうか。それも公募推薦ということになったときに、同じ地域から私も出たい、複数公募というのがあったときの調整はどこがどのように行われるのかというところをお聞きかせください。

定数29の農地利用最適化推進委員、これも19自治組織に枠をはめて、枠配分でされるのかどうか、具体的な枠というのは均一なのかどうかというところも含めてお聞かせください。

以上でございます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) まず1点目の推進委員の農業委員会総会への出席ですけども、先ほども少し触れましたが、基本的に総会は農業委員会の会長と農業委員で行います。やはり推進委員のほうが現場を主体として動きますので、活動しますから、そういったところで、必要に応じて総会にも出席ができるということでございます。

そして、19人、基本的に地域に精通した方がいいというところの部分で、自治連がちょうど19組織ありますので、そういったところで人数、しかも、三次市の場合は上限が19人ということで、そういった19人という提案をさせていただいておりますが、どうしても同じ地域から、ある自治連の組織では出る人がいないと、もう一つの自治連では2人というようなときは、そういったことはやむを得ないと思います。

それから、推進委員については、やはり地域によって耕地面積も違いますし、4条、5条、農地法の関係の転用でありますとか、そういったところの取り扱い事務も違いますので、そういったところも考慮しながら、やはり最終的には、仮称ではございますが、選定委員会等も設けるようになりますので、そういう中で調整をしていくようになると思います。

○議長(亀井源吉君) ほかに。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 山村議員。

○9番(山村恵美子君) また同じく農地利用最適化推進委員の活動ですけども、具体的によくわからないんですけど、地目変換に関する許可のときには農業委員さんが主体ということですけども、ただ、農地集積化して次の担い手に渡していくというようなときには、この農地利用最適化推進委員さんも許可に関して共同で進めていかれるということなんでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 花本産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(花本英蔵君) お互いに、現場が主体の農地利用最適

化推進委員と、それから農業委員会は許可案件が主体になりますけど、現場をやっぱり調査したり確認する場合があります。農業委員が全てそれができればいいですけども、やはり推進委員に頼るところも出てくると思いますので、そこはお互いに補完し合いながらやっていくということになろうかと思います。

それから、先ほど適正化推進委員の報酬額について申し上げました。基本的には差が出ないということでございます。国からの上乗せの部分は、成果という部分でまたちょっとハードルが高いように聞いておりますので、そこは先ほどの報酬額に差は出ないということ御説明をさせていただきたいと思っております。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

○12番(吉岡広小路君) 議案2件に関して数点質問させていただきたいと思っておりますが、まず、議案第102号の三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)ですけれども、これについては、以前あった隣保館、いわゆるまちづくりセンター別館の設置管理条例は廃止になっておりますから、今回のいわゆる三次市いなり集会所というのは、全く新しい集会所が建設をこれからされ、その集会所の設置管理条例としてこの102号があるものかというのをお聞きしたいのが1点と、じゃ、新しい集会所が新たに市の管理のもとに設置をされるとするのであれば、合併後において、こうした集会所の建設が行われ、市としてその設置管理条例の中で設置をされたものがこれまでにあるかどうかというのをお聞かせいただきたいのと、もし、いろんな地域から、うちの地域も今回の三次市いなり集会所と同じように集会所を建設してほしい、重要だということで思った場合、どういう手を踏んで、どういう基準があれば、このいなり集会所と同じような集会所の建設ができるのかということをお聞かせください。さらに、設置されるいなり集会所において、どこがどのように管理を今後するのか、それから、維持管理費であるとか修繕費も含めて、それはどこで見られるのかというのを102号に関してお聞かせください。

それから、議案第105号でありますけれども、三次市簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業に統合するための関係条例等々々というもので、昨日の全員協議会に続いての質問になりますが、あえて確認をしておきたいのですけれども、今回の簡易水道事業と上水道事業の統合、料金改定ということは、いわゆる国のほうが簡易水道事業に関してこれまでの補助金が出せなくなると、国で予算等が増大をすることによって、簡易水道事業に係る交付金であるとか補助金等が出せなくなってくるので、上水道と統合してやりなさいというのが基本であろうかと思いますが、これに間違いがないのかどうなのかというところであります。

さらに、昨日の全員協議会、今回の料金改定においては、当面は、例えば一般家庭等で19.8%増、平均的な家庭が3,044円から3,646円になるというふうに説明もされましたが、当初の説明ですと、大体、上水道の料金がいわゆる1.5倍、3,000円の家庭でいうと4,500円ぐらいにしなきゃいけないのではないかというような中間報告等もありましたけれども、実際には示されているのは19.8%、当分の間、当面の間というふうな書き方で書いてありますけれども、



じゃ、今後の上水道料金を含めた料金改定の見通しというのをお聞かせいただきたいと思います。

さらには、簡易水道事業においても、今後、減価償却費、いわゆる企業会計において、それぞれの建設するときに、あるいは修繕するときに補助金をもらったり、交付金とか一般財源で賄うのではなくて、いわゆる減価償却費、企業の中での施設整備をしていこうという考えのもとで、簡易水道においても全体的な上水道、水道事業関係についてはその事業が行われるんだと思いますが、当然、10年間の中で修繕計画なり新たな新設の場所の計画がなされるべきものだと思いますけれども、この新しい新設計画であるとか修繕計画はいつ示されるおつもりなのかというのをお聞きしたいと思います。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

○地域振興部長(白石欣也君) 私のほうからは、議案第102号の三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についての御質問で答弁させていただきます。

まず、この施設につきましては、今回、三次市いなり集会所として条例改正をお願いするものでございます。これは、元まちづくりセンター別館があったところへ新たに集会所を建設しようとするものでございます。この集会所の建設について、先ほどの御質問では、民間の集会所の建設希望とこの集会所とどういうふうに違うのかということ、全体についての御質問だろうと解釈しておりますので、昨年度の一般質問でもいろいろ御答弁をさせていただいておりますが、基本的に、このいなり集会所を公設で建設することについての考え方についてまずは御答弁させていただきます。

まず、このまちづくりセンター別館につきましては、大変老朽化が著しく、耐震性の問題から安全性が確保できない状況がありました。次に、隣保機能を有した施設として、長年にわたって地域の皆さんに供与を行ってきたことがあります。次に、地元からは、耐震補強または改築を要望された経過がありました。そして、財源や今後の維持管理、コスト面から、計画性を持って考慮する必要がある中で、改修補強をすると多額の事業費が、約1億6,000万円程度見積もっておりましたが、これが想定され、さらに維持管理費が年間70万円程度かかるという状況がありました。以上の4点から、地元と時間をかけて協議を重ねてまいりました。こうした経過を踏まえまして、まちづくりセンターの別館はこれまで条例の中で住民の皆さんに供与を行ってきた施設であり、跡地に地元住民の交流の場として集会所を整備していくことを行政の責務として方針を決定したものでございます。

それから、維持管理費がどうなるのかということにつきましては、将来にわたってこの集会所の維持管理費は地元で御負担いただくということで合意しております。

それから、他の公設の集会所の例のお尋ねですが、平成16年に市町村合併以後、市が建設した集会所としましては、信貞中央集会所、上井田集会所、畑原集会所がございまして、いずれも斎場建設に伴うもので、この維持管理費については地元で御負担いただくことで合意しております。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

○地域振興部長(白石欣也君) このたびのいなり集会所の建設事業費につきましても、本年度の一般会計予算案の中で御可決いただき、現在、建設工事に入っているものでございます。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

○水道局長(坂本高宏君) それでは、私のほうからは議案第105号の件について回答いたします。

まず、1点目の補助金等はなくなるのかということでございますけれども、国は、統合を約束しましたときには、平成28年度まで建設関係のことについて補助をするというふうに約束しましたので、平成29年度以降は建設に対する補助金は今もうなくなるというふうに想定しています。一方、高料金対策等、運営に対する費用については、今年の1月に、5年間は同程度のことを継続する、後に、5年間はだんだんと下げるといような方針を出しましたので、この10年間について、高料金対策等については制度が残るといふうに考えております。

また、2点目の今後の料金改定の見直しはという御質問ですけれども、これは、3年から5年後の再検証、それをした後に判断するといふようにしております。

そして、3つ目の修繕計画でございますけれども、これも昨日のマスタースケジュールの中にもありましたように、来年、更新計画を立てて、3年ごとにそれは見直しをかけながら、随時、更新計画自体は実行していくということでございます。

以上でございます。

(12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 吉岡議員。

○12番(吉岡広小路君) 102号に関してもう一度質問したいと思いますが、まず、斎場建設に関して、地元の3カ所の集会所が合併後、建設をされた経緯があると聞きましたが、これは、私が理解をしているのは、地元が建設をされる集会所に補助金を出したというふうに理解しておりますが、そうではなくて、市立の集会所として建設をされておると。今後、他の集会所等もありますが、これまでの方針でいくと、地域の集会所というのはできる限り地域に移譲していこうと。施設のファシリティマネジメントの観点もあろうかと思いますが、修繕すべきところは修繕して、どんどん地域に移管をしていこうということ、旧三次市としても、例えば老人会館であるとか、そういった施設については地元移管を繰り返して行ってきたところで、地域としての、市立としての集会所建設というのはできるだけ避けてといところを行ってきたといふふうに思われますけれども、この考え方がどうなのかというのが1点と、それから、先ほどの改めて確認をしたのが、いわゆる旧まちづくりセンター別館は、用途がなくなったといふことで、設置管理条例ももう既に廃止になっておるところでありまして、その代替施設として建設をされるというのは、どうもその設置管理条例の趣旨からいってもおかしいのではないかといふふうに思います。今回、新たに設置をされますいなり集会所に関しては、今言われたように、隣保機能であるとか、そういった機能も持ち合わせた地域の集会所となるのかどうなの

か。今、部長の説明では、これまでどおり集会所が隣保機能を有した集会所としてあったので、それがなくなるので、修繕をするよりは建てかえたほうが良いということで、その隣保機能を残したままでのいなり集会所の建設なのかというところを改めてお聞かせいただきたいと思えます。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

○地域振興部長(白石欣也君) まず、先ほど申しあげました信貞中央集会所と3カ所の地域集会所については、市が建設して、地元で供与されているものでございます。それから、地域集会所として基本的な考え方、行政の地域集会所について民間へ移譲していくという考え方についての御質問ですが、このいなり集会所につきましては、先ほど御答弁しましたこれまでの経緯を十分踏まえ、市で建設していくというもので、当然、地元で住民交流の場としてこの施設を活用していただくというもので、その活用に基づく経費、維持管理経費は地元で御負担していただくということで地元も十分御承知をいただいております。ですから、現在、市の集会所等、民間へ譲渡を進めていくという基本的な方針はございますが、こういった既にあるもの、地域の集会所として活用されているものは、できるだけ地元へ移譲していきたいということでございますが、このいなり集会所については移譲するという計画はございません。

それから、いなり集会所の隣保機能につきましてはということですが、これはまちづくりセンター別館についてですね。隣保機能につきましては、まちづくりセンターのほうへ移管を既にしておりまして、現在、まちづくりセンター、既に解体はしておりますが、別館のほうでは、住民交流の場として地域で活用していただいております。その機能として、続けて、やはり住民の方、そういった機能を活用できる施設をぜひ残してほしいという御要望も強くいただいて協議をしてきた経緯がございます。そういった中で、この集会所をつくっていかうとするものでございます。

(地域振興部長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 白石地域振興部長。

○地域振興部長(白石欣也君) 先ほど、地元譲渡についてという御質問で、現在、計画はしていないというふうに御答弁申しましたが、将来にわたっては、またこれは状況的に地元へ譲渡できるという可能性も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

(5番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

○5番(新家良和君) 議案第98号について何点かお聞きします。

このたび、この三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例が出されましたけども、昨日は、愛称のほうも「みよしの森ポッケ」ということで決まったそうで、いよいよ具体的にこの事業が集約方向に向かうだろうと思えます。第4条の特別休館日が年2回、各5日間とございますけども、この年2回のインターバルは、半年ごとぐらいのインターバルで考えていいのかどうか。また、その期間中は、器具の、あるいは設備の点検であるとかメンテナンスに使うような

目的で設けられるのかどうか。

それから、2点目に、第11条の関係ですが、使用料の減免について記載がございます。「あらかじめ定めた基準に従って減免される」とありますけども、これらの基準については既に定められておるのか。もしそうでなければ、どのような基準をこれから定めようとされるのか。

それから、3点目に、運営方法でございますが、直営でされるのか、あるいは指定管理でされるのか、この辺についてのお考えと、既に隣の運動公園の中にありますこどもあそびの王国、これらとこの室内の遊び場との関連はどのように位置づけられておるのか。

最後に、もう工事も最終局面に入っておると思うんですけども、工事の進捗状況とオープンの日程等が現時点で明らかになっておれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) まず、第4条の(3)の年2回、各5日間の休館日というのは、現時点では、秋と春といいますか、10月、3月ごろを予定しております、この間にメンテナンスでありますとか、日々も行ってありますが、遊具の点検、さらには消毒等も念入りにやっていきたいと考えております。

それから、11条のことに关しまして、減免のことに关しましては規則へ委任をしていきたいと考えておりますけども、具体的には、これまでの美術館でありますとか、そういうところも参考にしまして、例えば身体障害者手帳をお持ちの方でございますとか、市内の学校での教育活動の一環で使う、保育所も含めた、そういう一貫で使う場合を想定しております。

それから、運営につきましては、当面の間、直営という形をとらせていただきたいと考えております。

それから、あそびの王国が隣にはございますが、当然、そういう皆さんが、トレッタに来られた方も含めて、こっちにも入ってきてくださるものと考えておりますし、逆のパターンもあるかと思っておりますけども、そういうことで取組は進めていきたいと考えております。

また、オープンの予定でございますけども、6月6日に、これは最初に全員協議会でもお示しをさせていただいたときに申し上げておりますように、来年4月中のオープンをめざしてやっていきたいと考えております。

それから、工事につきましては、建設課のほうでお願いします。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 上岡建設部長。

○建設部長(上岡譲二君) 工事の進捗状況でございます。工期は平成28年7月1日から平成29年1月31日になっております。現在の工事の進捗状況でございますけれど、現在、旧情報センターの外壁を塗装して、内装について縦紙とか腰板を張る作業を行っております。また、エレベーターやエアコン等の設置の工事をしているところでございます。11月末の工事高でございますけど、77%ということになっております。予定どおりに工事のほうは進捗しておるところで

ございます。

(5番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

○5番(新家良和君) 当初の説明では、(仮称)みよしあそびの王国室内遊具場という呼び方をされておられましたので、既存の大型遊具がございますこどもの王国との関連があるのかなと  
いうことで理解しておったんですが、今の説明ですと、完全に管理運営についてはあそびの王  
国とは別管理でやると、そのように理解してよろしゅうございますか。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 管理運営につきましては、今回整備するものは直営でございまして、室外、外の、現在ありますあそびの王国とは切り離れた運営となっております。

(21番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

○21番(竹原孝剛君) 私も同じく98号なんですが、大体のことは新家議員が聞かれましたので、あとは人的体制ですよね。直営でやられるので、人的体制というのを前にも聞かせていただきましたが、特に木を使つての遊具ということでもありますので、専門的な知識を持った人がやはり子供たちに接したり、健全な育成とか、子供たちと一緒に遊んだり、教えてあげたりなどなど  
どすることができるような体制なのかどうなのかお尋ねをしたい。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 今回の運営に関しましては、委嘱委員を常時2人程度、あるいは3人程度ということを考えておりますけども、それに加えて、ボランティアの方の御協力をいただきたいと考えておまして、本年度、そのボランティア養成プログラムを東京おもちゃ等の御協力をいただく中で作成をしておまして、今後、そのボランティアの方の募集を開始して、養成講座等もやっていきたいと考えております。

そういう中で、基本的には親子で入っていただくということを想定しておりますので、けがでありますとか一義的なものにつきましては、親の責任を持って子供さんを見ていただきたいという思いがまず一番中にあります。そうは言いながらも、やはり管理上、人は要するという中で配置をし、さらには、子供さん方にこういう遊びがあるとか、遊びの御紹介であるとかいうのも含めまして、ボランティアさんの御協力もいただきながら運営をしていきたいと考えております。

○議長(亀井源吉君) ほかに。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 2つお伺いしたいんですけど、98号の別表の備考の利用単位の欄中の「1人1回」の規則で定めた最長利用時間というのは、混んだときだけ最長利用時間が設定さ

れるんですか。常にこの最長利用時間というのが設定されるものなのか、僕の認識が全く違っておったらごめんなさい。お伺いいたします。

それから、105号の第6条の簡易水道事業の基金条例が廃止されるということですが、残額と今の運用状況と廃止後のこの基金の行き先は、他の基金に回されるのか、水道事業会計の中の現金としてプールされていくお考えなのか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 別表の備考のところでございます。最長利用時間を限度とするということですが、この時間につきましては、現在、今回の条例で、開館時間につきましては9時半から午後5時までということで御提案をさせていただいておりますが、その中の時間をある程度のクール制といいたしめようか、一定時間のクール制にしたいと今考えておりますが、それに伴いまして、ただ、その一定のクール時間は、多少、繁忙期でありますとか使い方によりましては、2クール分を1クールにするとかいうことも考え合わせております。その中で、現状考えておりますのは、1クール70分程度の20分間の入れかえというようなことを今考えておりますが、これにつきましては、規則で定め、それを1人1回という考えで進めていきたいと考えております。

(水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本水道局長。

○水道局長(坂本高宏君) 簡易水道事業基金条例の廃止ということで、基金残金でございますけれども、平成27年度の基金残高は6,851万3,372円です。統合により水道事業会計に取り込まれるという予定でございます。どの費目ということになりますと、ちょっとこれから、今後とも財政とも協議しながら費目については決定していきたいというふうに思っています。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 恐らく今からなんじゃろうと思うんですけど、1クール70分を繁忙期じゃないときは2クールにすることもあり得るということですか。じゃなくて、基本、繁忙期じゃろうがあれじゃろうが、基本、ずっと年間通して70分が利用の200円でおれるマックスというふうに考えればいいんですね。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 現在、工事中でございますが、実際には、今度、やり始めたときの考えは、これから煮詰めて、今、1つの案としてお示しをいたしましたけれども、今後の開設後の状況等も見ながら、この時間については見直しを当然行っていく可能性がございます。そういう例えば閑散期、あまり来られないような時期があつては、特にそういうようなところを考え合わせて、市内の子供たちに来ていただく時間にするときには、もうちょっと時間を広げてやるとかいうことも考え合わせながらやっていきたいと思っておりますけれども、基本はそ

ういう入れかえをしながら多くの皆様に御利用いただける体制を整えていけたらと今考えておるところでございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第102号、議案第106号、議案第107号及び議案第109号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第98号、議案第101号、議案第103号及び議案第104号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第99号、議案第100号、議案第105号及び議案第108号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第110号 指定管理者の指定について

議案第111号 指定管理者の指定の変更について

議案第112号 市道路線の認定及び廃止について

議案第121号 負担附寄附の受領について

○議長（亀井源吉君） 日程第3、議案第110号から議案第112号及び議案第121号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第110号から議案第112号まで及び議案第121号の議案4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第110号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、川西地域活動支援施設の指定管理者を指定することについて、株式会社川西郷の駅をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第111号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、甲奴老人福祉センターの廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理者の指定期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日までに変更しようとするものであります。

次に、議案第112号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道八次222号線ほか3路線の市道認定及び市道櫃田

164号線を廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第121号負担附寄附の受領について御説明申し上げます。

本案は、三次市が寄附物件を展示・收藏する博物館を建設すること等を条件に、湯本豪一氏が所蔵するコレクション一式を受領することについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 吉岡議員。

○12番（吉岡広小路君） 議案第121号に関して、きのうの全員協議会に引き続いて質問をしたと思いますが、議案の中に、4項目めとして、寄附の条件、「博物館の建設を平成31年3月31日までに完了するものとして、管理体制及び事業計画については別途協議するものとする」となっておりますけれども、この別途協議の中には、いわゆる今後の管理体制、事業計画、指定管理者の所在であるとか、あるいは学芸員の人選であるとか、あるいはこの湯本氏に対する監督であるとか、そういった金銭的な授受が伴うもの、こういった別途協議というのはこれまでにされているのかどうなのかという点と、それから、作品の管理等に関して、閉鎖時には作品等を返すというふうになっておりますけれども、寄附物件を返還するものとするということで、閉鎖したときに、2年で閉鎖する、3年でもし閉鎖した場合に、その返還をした場合のペナルティーとは別途協議があるのかどうなのかということをお知らせいただきたいと思います。

（政策部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 藤井政策部長。

○政策部長（藤井啓介君） 議案第121号でございます。寄附の条件として、（4）で、管理体制及び事業計画については別途協議するものという部分がございます。こちらのほうは、寄附者であります湯本豪一氏が今まで妖怪資料の収集、そして研究をされてきたわけですが、それについては、御本人も学芸員でございましたし、現在も法政大学の大学院で教鞭もとっておられます。そのような形の中で、この資料をどのように今後保存をして、さらには展示をしていくのかということについて、やはり何らかのかかわりを持ちたいという思いを持たれていまして、それが申し込みの条件として提示をされているわけがございます。そういった意味合いで、管理体制、事業計画については別途協議をするという形にしております。ですから、今後、具体的にその展示のあり方であるとか、そういったことについて、湯本豪一氏と協議もさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

2点目の、仮に閉鎖をされたときのペナルティーということでございますが、ペナルティーについては、返還をするという条件で寄附申し込みをしていただいておりますので、それ以外のことについては、現時点では具体的に協議をしているというわけではございません。ペナル

ティーということについても、寄附申し込み者のほうから具体的に提示をされてはおりません。

(3番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 弓掛議員。

○3番(弓掛 元君) ちょっとお伺いします。きのうも話があったんですけども、名称ですけども、湯本豪一記念ということで、水木しげるさんとかビッグネームの方でしたら、逆に名前を冠したほうがいいと思うんですけども、名前を入れるのはいいと思うんですけども、やっぱり頭に来るとというのが……。

○議長(亀井源吉君) 弓掛議員に申し上げます。

この議案は総務常任委員会に付託することになっておりますので、先例により、付託される委員会に属する委員の総括質疑はできませんので、御理解いただきたいと思っております。

○3番(弓掛 元君) わかりました。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑は。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 議案第112号市道路線の認定及び廃止ということの中で、廃止路線、櫃田164号、この路線が廃止ということなんですけども、いつ廃止になり、廃止後のこの路線の扱いについて、改良を含めての計画についてお聞かせください。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 上岡建設部長。

○建設部長(上岡譲二君) 櫃田164号線の廃止ですけども、これは、林道の比和新庄線の道路改良に伴いまして、現況の市道を活用する計画となっております。その関係で、林道改良を実施する上では、市道との重複というのは認められないことから、今回廃止することにしております。平成29年度から林道のほうの着工予定でございまして、平成32年までの工期が予定されております。その工事期間中は現在の市道の管理は広島県のほうでされるということになっております。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第110号及び議案第121号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第111号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第112号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第113号 平成28年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)

議案第114号 平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(案)

議案第115号 平成28年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第116号 平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第117号 平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(案)

議案第118号 平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
(案)

議案第119号 平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第120号 平成28年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案)

議案第122号 平成28年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)

○議長(亀井源吉君) 日程第4、議案第113号から議案第120号及び議案第122号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第113号から議案第120号まで及び議案第122号の議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第113号平成28年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ13億987万9,000円を追加し、補正後の総額を407億9,423万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容には、国の補正予算(第2号)として追加した未来への投資を実現する経済対策に係る事業として、臨時福祉給付金給付事業、小中学校学習環境整備事業、小規模農業基盤整備事業、地方創生拠点整備事業などを含んでおります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議員期末手当105万3,000円、議員用タブレット端末導入事業322万1,000円を増額するなど、合わせて499万7,000円を追加。

総務費は、給与改定による増額及び共済費の減額などによる一般管理費の職員人件費について3,395万6,000円を減額するものの、臨時福祉給付金給付事業2億220万5,000円、地方創生拠点整備交付金を活用する川とのふれあい事業1億1,400万円を増額するなど、合わせて3億824万2,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援事業1億2,012万6,000円、神杉保育所整備事業5,650万円を増額するなど、合わせて2億816万7,000円を追加。

衛生費は、B型肝炎ワクチンの任意接種費用助成事業321万円、環境衛生施設改善事業補助金50万円を増額するものの、市立三次中央病院の医療機器等整備事業への過疎債への繰り出しが減額となる見込みとなったことから、病院事業会計負担金2,280万円を減額とすることから、合わせて1,678万円を減額。

農林水産業費は、オール三次農産物振興事業補助金3,400万円、史跡調査事業4,106万7,000円、小規模農業基盤整備事業1億6,446万5,000円、次世代林業基盤づくり交付金7,860万円を増額するなど、合わせて3億4,866万4,000円を追加。

商工費は、工場等設置奨励金3,000万円、観光宿泊者助成支援事業830万円を増額するなど、合わせて4,422万3,000円を追加。

土木費は、市道などの維持管理委託料6,000万円、橋梁新設改良事業5,100万円、みらさか土地区画整備事業5,641万9,000円、みよし運動公園スケートパーク整備事業2,000万円を増額するなど、合わせて2億647万7,000円を追加。

消費費は、防火水槽整備事業660万円を増額するものの、備北地区消防組合負担金3,301万円を減額することから、合わせて2,641万円を減額。

教育費は、小中学校学習環境整備事業2億1,200万円を増額するなど、合わせて2億1,529万9,000円を追加。

災害復旧費は、現年災害単独土木復旧事業1,700万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

分担金及び負担金は、小規模農業基盤整備事業分担金1,703万7,000円を増額するなど、合わせて2,118万7,000円を追加。

国庫支出金は、臨時福祉給付金給付事業費補助金1億8,000万円、地方創生拠点整備交付金5,600万円を増額するなど、合わせて5億815万8,000円を追加。

県支出金は、団体営農村地域防災減災事業補助金5,820万円、合板製材生産性強化対策事業補助金7,908万円を増額するなど、合わせて2億8,068万9,000円を追加。

財産収入は、三次地方森林組合出資配当金83万2,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金2億658万4,000円を増額するなど、合わせて2億3,158万4,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金1,322万3,000円を追加。

諸収入は、安全・安心まちづくり事業助成金を増額するなど、合わせて550万6,000円を追加。

市債は、地域振興施設整備事業債、病院事業会計繰出債を減額するものの、児童福祉施設等整備事業債、学校施設整備事業債などを増額し、合わせて2億4,870万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、携帯電話エリア整備事業ほか19件について追加し、現年災害単独土木復旧事業について金額を変更しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、病児・病後児

保育室寝具等貸借ほか3件を追加、移住者住宅取得支援事業ほか2件について限度額を変更しようとするものであります。特に、道路橋梁修繕事業及び道路新設改良事業については、平成29年度実施予定工事を年度内に早期発注していくことで、切れ目のない公共事業を実施していくようにするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、庁舎改修等事業ほか13件について変更しようとするものであります。

次に、議案第114号平成28年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ62万9,000円を追加し、補正後の総額を69億2,623万9,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、職員人件費45万5,000円、前期高齢者納付金12万7,000円などを増額しようとするものであります。

歳入については、一般会計繰入金45万5,000円などを増額しようとするものであります。

次に、議案第115号平成28年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ53万1,000円を追加し、補正後の総額を1億9,723万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、職員人件費53万1,000円を増額、歳入については、前年度繰越金53万1,000円を増額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、川西診療所改築事業について、平成29年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第116号平成28年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、補正後の総額を72億3,696万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、職員人件費51万6,000円を増額、歳入については、一般会計繰入金34万7,000円などを増額しようとするものであります。

次に、議案第117号平成28年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,600万4,000円を追加し、補正後の総額を7億8,928万2,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金1,600万4,000円を増額、歳入

については、前年度繰越金1,600万4,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第118号平成28年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ17万円を追加し、補正後の総額を6億5,491万4,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、職員人件費17万円を増額、歳入については、一般会計繰入金17万円を増額しようとするものであります。

次に、議案第119号平成28年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ47万円を追加し、補正後の総額を9億7,308万円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、職員人件費47万円を増額、歳入については、一般会計繰入金47万円を増額しようとするものであります。

次に、議案第120号平成28年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、資本的収入及び支出並びに企業債について変更しようとするものであります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良計画のうち、資産購入の業務予定量について2,280万円を増額し、2億2,280万円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、資本的収入の総額を2,280万円増額し、2億7,272万6,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、資本的支出の総額を2,280万円増額し、22億434万3,000円にしようとするものであります。

第4条企業債につきましては、資産購入の限度額を4,560万円増額し、1億6,930万円にしようとするものであります。

最後に、議案第122号平成28年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,556万円を追加し、補正後の総額を410億2,979万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、三次地区拠点施設整備事業に係る検討委員会委員謝礼、展示品収蔵施設整備に要する経費など、合わせて2,556万円を追加。

衛生費は、国の補正予算（第2号）として追加した未来への投資を実現する経済対策に係る事業として、公共施設太陽光発電システム等整備事業2億1,000万円を追加しようとするもの

であります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 1 億5,750万円を追加。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金556万円、公共施設等整備基金繰入金2,000万円、合わせて2,556万円を追加。

市債は、エコロジー対策事業債5,250万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共施設太陽光発電システム等整備事業について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、エコロジー対策事業について追加しようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号平成28年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）ほか8議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号ほか8議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会へ付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第9号 学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第5、発議第9号学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 鈴木議員。

〔16番 鈴木深由希君 登壇〕

○16番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は大森俊和議員、岡田美津子議員、吉岡広小路議員、齊木 亨議員、山村恵美子議員、藤井憲一郎議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号

学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書（案）

近年、学校施設の改修・整備に係る学校施設環境改善交付金が大幅に減少し、平成28年度当初予算の採択は各自治体の申請を大きく下回り、自治体が計画する事業の多くが採択されない状況が見受けられる。

子どもたちが長い時間を過ごす学校の環境整備は、後回しにできない不可欠な課題であり、特にその中でもトイレは、一日に何回も使用する場所であることから、子どもたちや保護者に、洋式便器のある明るく安心して使えるトイレへの整備が強く望まれている。

また、東日本大震災において多くの学校が避難所としての役割を果たしたが、避難所となった学校への文部科学省が実施した調査では、問題となった施設・整備の第一位がトイレであったという結果が示されており、熊本地震においても同様の状況が鮮明となった。

さらに公立小中学校のトイレに関して初めて文部科学省が実施した全国実態調査においては、47都道府県の洋式便器の割合は43.3%、本県においては32.4%と全国的にも低位であることが明らかになり、その要因として財源不足が指摘されている。

子どもたちのより良い教育環境実現のため、さらには有事の際、地域の避難所としての役割を果たすためにも、老朽化した学校トイレの改修やバリアフリー等を含めた学校施設環境改善交付金の財源確保が喫緊の課題である。

よって、三次市議会は、未来を担う子どもたちが安全・安心・快適に学校生活を送れるよう、また有事の際、多くの学校が避難所としての役割が果たせるよう、文部科学省が策定を指示している学校施設の長寿命化計画にのっとり、計画的・長期的に改修・整備を進めるための財源措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年（2016年）12月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第9号学校施設の改修・整備に係る財政措置を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第10号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)

○議長(亀井源吉君) 日程第6、発議第10号安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(14番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

[14番 小田伸次君 登壇]

○14番(小田伸次君) ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、横光春市議員、弓掛 元議員、重信好範議員と私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第10号

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保及び財政健全化の同時達成をめざし、社会保障と税の一体改革を進めて来た。

しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護等を支える消費税率の10%への引き上げが、2019年10月まで再延期されることになった。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要である。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となった。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしである。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められている。今こそ、地域



資源や地域の特色に着目した農林水産業の6次産業化、魅力ある観光産業の開発等、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくり等、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、次の事項について要望するものである。

1 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員等の処遇改善等、「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することができるよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

4 地方自治体が提供する社会保障の充実施策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備等、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年（2016年）12月2日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第10号安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時44分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月2日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 伊藤芳則

会議録署名議員 弓掛元